



環 保 第 1316号

平 成 31年 3月 29日

一般社団法人沖縄県建築士事務所協会長 殿

沖縄県環境部環境保全課長



### 石綿含有仕上塗材の除去工法について

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃よりご協力いただきお礼申し上げます。  
さて、平成29年10月2日付け環保第1191号にて標記に係る通知を发出したところですが、同通知の記書き4の除去工法について、下記のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。  
つきましては、傘下事業者に対し、周知いただくようお願いいたします。

#### 記

「集じん装置併用手工具ケレン工法」及び「剥離剤併用手工具ケレン工法」についても、平成29年5月30日付け環水大大発第1705301号の通知のとおり、「石綿含有仕上塗材の除去等に係る同等以上の効果を有する措置」の除去工法として取扱うこととする。

ただし、石綿含有仕上塗材の種類、劣化状態等を踏まえ、他の除去工法との併用など除去に有効な工法を十分に検討した上で作業を行うこと。

また、同通知の9工法による除去作業であっても、建築物の立地条件等を考慮し、必要に応じてシート養生等を行うなど周辺への配慮に努めること。

なお、届出に際しては環境保全課ホームページにある「特定粉じん排出等作業実施届出書及び完了届出書作成マニュアル」に留意すること。

#### 【参考】

「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（平成29年5月30日付け環水大大発第1705301号）

「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」（国立研究開発法人建築研究所、日本建築仕上材工業会）

<https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/171/index.html>

「特定粉じん排出等作業実施届出書及び完了届出書作成マニュアル」（沖縄県環境保全課）

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/taiki/atmosphere/koteihasseigen/tokuteifunjinsagyo.html>

担当 大気環境班 渡慶次

TEL：098-866-2236/FAX：098-866-2240

メール：aa038008@pref.okinawa.lg.jp

